

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

有限会社 村田建装 秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字屋布46

2. 指名停止の措置期間

平成23年11月22日から平成24年2月21日まで（3月間）

3. 指名停止の範囲

上小阿仁村建設工事競争入札制度実施要綱による建設工事

4. 事実概要

(有)村田建装は平成23年8月17日に上小阿仁村物産センター改修工事（建築本体工事）を受注し、平成23年10月7日までの完成期限により契約したにもかかわらず、完成期限までに工事を完了することができず、平成23年11月4日に完成届けを提出した。

5. 指名停止措置理由

上記事項は、「上小阿仁村建設工事入札参加者指名停止基準の運用基準」別表1の4のイに該当し3月間の指名停止を行うものである。

**【上小阿仁村建設工事入札参加者指名停止基準の運用基準】**

別表1 上小阿仁村において生じた事故等に基づく措置基準

（契約違反）

4 第2号に掲げる場合のほか、村発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

イ 正当な理由がなく、工期内に工事を完成させることができなかったとき。

**【期間：3月】**